

## 支援プラン

# You! 旅しちゃいなよ。



「旅は、若さを作る。」

「旅とは、新しい景色を探すことではない。新しい目で見ることなのだ。」  
etc etc

当社就業規則：特別休暇および育児介護休暇規程  
第1条 11項

の認知・利用にばらつきがあるため、あらためて周知をする。

※規則抜粋：本人の日常業務へ、リフレッシュと気づき、改善のきっかけを与えるため、  
1年につき2日まで労働義務を免除する。また、1日あたり、5,000円を手当て（課税所得対象）  
として支給する。

### 【支援プラン概要】

- ・有給を利用しない「特別休暇」として年に2日労働義務を免除し、5,000円の手当を支給する。

期間：2019/1/1～2019/12/31

※領収書は不要。

対象者：当社と直接の労働契約を結ぶ者（委託契約は除く）  
ただし、入社後6か月以上経過している者

申請方法：①勤務表のマーキングを「☆：特別休暇」に  
②要清算費用欄に「トラベル休暇、5,000円」と記入。  
実行の証跡、行先などは問わない。

支給方法：賃金支給時に、「課税対象」として支給